

八尾市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定により設置する八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会は、特別の事項について審議するため、臨時委員を置く。

2 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあつては3年以内とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあつては当該特定の事項が終了するまでとする。

(委員長職務を代理する者)

第5条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 専門分科会は、委員長が指名する19人以内の委員等をもって組織する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員等の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員等が、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第8条 第6条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 審議会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、専門分科会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 専門分科会の会議は、非公開とする。

(審査部会)

第9条 専門分科会は、政令に定めるもののほか、必要に応じて審査部会を置くことができる。

2 審議会は、政令に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について諮問を受けた時は、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第10条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審議会及び民生委員審査専門分科会の庶務は、地域福祉部地域福祉

政策課において行う。

- 2 身体障害者福祉専門分科会及び当該専門分科会の調査審議事項に関する審査部会の庶務は、地域福祉部障害福祉課において行う。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。